

## 下水道使用料改定案(最終案)

### ● 一般汚水用 料金表 (1か月、税抜)

現行		
	汚水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)
基本	-	560
	1~8	0
従量使用料	9~20	110
	21~30	140
	31~50	170
	51~100	200
	101~200	230
	201~500	270
	501~1000	310
	1001~	345

CASE8
740
20
130
180
220
260
290
340
390
430

改定案				
	汚水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)	増加額(円)	改定率
基本	-	740	180	32%
	1~8	30	30	-
従量使用料	9~20	130	20	18%
	21~30	170	30	21%
	31~50	210	40	24%
	51~100	250	50	25%
	101~200	290	60	26%
	201~500	340	70	26%
	501~1000	390	80	26%
	1001~	440	95	28%

単身世帯	3~4人世帯	飲食店	工場・病院	大学・百貨店
8m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	2000m <sup>3</sup>	4000m <sup>3</sup>
560	1,880	120,680	620,680	1,310,680
-	-	-	-	-
70	94	241	310	328

基本使用料	28%	従量使用料	72%
逡増度	4.42		
10m <sup>3</sup> /月単価	78円	最高単価	345円

使用水量別使用料(円/1か月税抜)					
モデルケース	単身世帯	3~4人世帯	飲食店	工場・病院	大学・百貨店
使用水量	8m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>	2000m <sup>3</sup>	4000m <sup>3</sup>
使用料	980	2,540	151,940	786,940	1,666,940
増加額	420	660	31,260	166,260	356,260
増加率	75%	35%	26%	27%	27%
1m <sup>3</sup> 単価	123	127	304	393	417

基本使用料	28%	従量使用料	72%
逡増度	3.55		
10m <sup>3</sup> /月単価	124円	最高単価	440円

### 【参考】他市(類似団体6市、近隣自治体3市)の使用料比較

8m <sup>3</sup> /月		20m <sup>3</sup> /月		500m <sup>3</sup> /月		2000m <sup>3</sup> /月		4000m <sup>3</sup> /月	
町田市(現行)	560	鹿児島市	1,670	奈良市	73,150	奈良市	401,650	鹿児島市	833,900
横浜市	630	横浜市	1,850	相模原市	86,781	鹿児島市	403,900	奈良市	855,650
川崎市	660	相模原市	1,851	鹿児島市	86,900	相模原市	423,781	相模原市	897,781
相模原市	686	町田市(現行)	1,880	町田市(現行)	120,680	明石市	590,878	明石市	1,228,878
鹿児島市	718	川崎市	1,960	明石市	126,878	町田市(現行)	620,680	町田市(現行)	1,310,680
藤沢市	815	明石市	1,998	藤沢市	133,381	船橋市	635,010	藤沢市	1,359,881
明石市	828	船橋市	2,010	船橋市	140,010	藤沢市	645,881	船橋市	1,395,010
CASE8	900	松戸市	2,244	改定案	151,940	横浜市	764,160	CASE8	1,637,660
船橋市	938	藤沢市	2,261	CASE8	152,660	CASE8	777,660	改定案	1,666,940
松戸市	964	CASE8	2,460	横浜市	153,660	改定案	786,940	川崎市	1,699,990
改定案	980	改定案	2,540	川崎市	177,890	川崎市	807,990	横浜市	1,708,160
奈良市	1,142	奈良市	2,630	松戸市	189,364	松戸市	852,364	松戸市	1,736,364

### ● 浴場汚水用 料金表 (1か月、税抜)

現行		
	汚水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)
基本	-	280
	1~8	0
従量	9~	35

改定案				
	汚水量(m <sup>3</sup> )	単価(円)	増加額(円)	改定率
基本	-	370	90	32%
	1~8	40	40	-
従量	9~	40	5	14%

### 【CASE8から改定案への変更点】

- ・使用料改定率35%となったため、改定率34%程度を想定していたCASE8よりも、全体として単価を上げることとなった。
- ・全体として単価を上げるうえで、現在1m<sup>3</sup>単価が低い少量使用者を含めて対応の負担を求めることとした。8m<sup>3</sup>の使用料が月1,000円を超えない範囲で、水量1~8m<sup>3</sup>の従量使用料の単価を20円から30円に変更した。
- ・CASE8では、従量使用料のランクごとの単価差が50円や30円などバラつきがあったが、改定案では40円ずつ(201m<sup>3</sup>以上の区分では50円ずつ)上がっていくように整えた。
- ・基本使用料の割合は、27.5%となり、四捨五入して28%と表した。

### 【改定の考え方】

#### 一般汚水用

##### ● 基本水量制の廃止について

使用水量に応じた負担となるよう、基本水量制を廃止し、水量1~8m<sup>3</sup>の従量使用料を設定する。ただし、特に少量使用者の負担増への影響に配慮し、30円/m<sup>3</sup>とする。

##### ● 基本使用料の全体に占める割合について

使用料対象経費は主に固定的経費であるため、基本使用料の割合を高めることが望ましいが、基本使用料を上げると少量使用者の負担増への影響が大きい。このことを考慮し、現在の水準を下回らないことを目指す。改定案では28%となった。

##### ● 逡増度について

使用者間の公平性や経営安定性を考慮し、逡増度を現在よりも下げて4.00以下にすることを旨とする。改定案では3.55になった。

##### ● 少量使用者の料金水準

8m<sup>3</sup>使用者が月1,000円を超えない水準とする。20m<sup>3</sup>使用者についても、類似・近隣自治体と比べて著しく高くない水準とする。

##### ● 多量使用者の料金水準

現在でも少量使用者に比べて使用料単価が高いため、改定により過度の負担が加わることがないように配慮するとともに、類似・近隣自治体と比べて著しく高くない水準とする。

#### 浴場汚水用

公衆浴場は、公衆衛生の向上に寄与していること、物価統制令に基づき公衆浴場使用料が低廉に抑えられていることから、一般汚水用とは別の料金表により、下水道使用料を低く抑えるという配慮をしている。現行の考え方を踏襲し、基本使用料は一般汚水用の金額の半額、従量使用料は汚水処理原価(約160円)の4分の1程度とする。